

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>1 国際理解教室や総合的な学習の時間においては、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを学校全体で受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等の教育活動において外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課） ・国際理解教育・多文化共生教育を進め、豊かな国際性をはぐくむカリキュラム開発に取り組む県立高校で、全県における国際教育の普及、充実に資する研究を行った。 ・また、総合学科高校や専門コース設置校などにおける国際理解教育について支援を行った。 ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・在県外国人等特別募集実施校連絡会議等を平成24年度は2回実施し、日本語を母語としない生徒に対する具体的な指導方法等を含め情報交換を行った。（高校教育企画課） ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。（高校教育指導課） ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>2 国際教室を外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等の教育活動において外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育・多文化共生教育を進め、豊かな国際性をはぐくむカリキュラム開発に取り組む県立高校で、全県における国際教育の普及、充実に資する研究を行った。 ・また、総合学科高校や専門コース設置校などにおける国際理解教育について支援を行った。 ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・在県外国人等特別募集実施校連絡会議等を平成24年度は2回実施し、日本語を母語としない生徒に対する具体的な指導方法等を含め情報交換を行った。（高校教育企画課）
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。（高校教育指導課）
	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>3 国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間等の教育活動において外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育・多文化共生教育を進め、豊かな国際性をはぐくむカリキュラム開発に取り組む県立高校で、全県における国際教育の普及、充実に資する研究を行った。 ・また、総合学科高校や専門コース設置校などにおける国際理解教育について支援を行った。 ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。 ・NPOとの協働事業で、地域で活躍する日本語を母語としない子ども達への日本語指導等の支援を行っている人を、多文化教育コーディネーターとして平成24年度は15校に派遣し、日本語を母語としない生徒に対して日本語指導及び教育相談等を行った。 ・また、同校については、県単独事業「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」としても、支援者（サポーター）を派遣し、日本語指導や母語による学習支援等を行った。 ・平成25年度においても両事業を有機的に連携させ、有効な支援を行う予定である。 (高校教育企画課)

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>3 国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が十分でない生徒に対しては、国語や地理歴史などの科目で個別対応授業を行っている。また、総合的な学習の時間等の教育活動においては、外国籍県民との交流に取り組んだ。（高校教育指導課） ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）
<p>4 外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくために、学校だけではなく、各地域で「多文化共生教育」を行うなど、多文化共生を受け入れる環境づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県公民館連絡協議会の理事会や研修会の場を利用し、「多文化共生の地域社会をつくる～今、公民館に何が求められているのか」をテーマに学習の機会を設け提言の趣旨を伝えた。 ・「県立学校公開講座」では、平成24年度に6校で「カンボジア入門」等の国際理解講座を実施した。（生涯学習課） ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課） ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>5 公立義務教育諸学校の教職員定数に関して、国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助を充実するなど、外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導を必要とする外国籍の児童・生徒が一定数在籍する学校に対して日本語指導等の特別指導を実施するため、国際教室担当教員を配置している。 ・教育的支援を必要とする児童・生徒への対応として、教員定数の改善を全国都道府県教育委員長委員協議会及び全国都道府県教育長協議会を通じ要望した。（教職員人事課） ・外国籍児童生徒教育相談員派遣事業費補助については、平成14年度の1市町村から事業を開始し、平成20年度の3市町村への補助をもって事業を完了している。同事業は現在「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業」という事業名で行われており、市町村のニーズを鑑みて、必要に応じて受託の検討を行う。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>6 国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の配置については、地域の状況や児童・生徒の実態に即した人事異動を実施するよう市町村教育委員会へ周知した。（小中学校人事課） ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。 （子ども教育支援課） ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。 （国際課）
<p>7 日本語指導等協力者を増員するとともに、日本語指導等協力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」の参加者が、その成果等を日本語指導協力者との連絡会で伝達するよう市町村教育委員会へ働きかけた。 ・また、国際教室設置校等に配布した文部科学省作成の日本語指導マニュアル「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発（最終報告）」及び平成18年度に文部科学省が作成した「学校教育におけるJSLカリキュラム中学校編」の活用を働きかけた。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。 （子ども教育支援課） ・総合教育センターでは、JSLカリキュラムをカリキュラム開発センターに配架し、教員等が活用できるように努めている。 （総合教育センター） ・会議等の機会を通じて市町村へ要請した。 （国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>8 日本語指導等協力者に対する研修を実施したり、日本語指導等協力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協力者に関する施策を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」の参加者が、その成果等を日本語指導協力者との連絡会で伝達するよう市町村教育委員会へ働きかけた。 ・また、国際教室設置校等に配布した文部科学省作成の日本語指導マニュアル「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発（最終報告）」及び平成18年度に文部科学省が作成した「学校教育におけるJSLカリキュラム中学校編」の活用を働きかけた。 ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。 (子ども教育支援課) ・総合教育センターでは、JSLカリキュラムをカリキュラム開発センターに配架し、教員等が活用できるように努めている。 (総合教育センター) ・会議等の機会を通じて市町村に要請した。 (国際課)

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>9 外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の募集から、在県外国人等特別募集の条件を、在留期間について2ヶ月条件を緩和した。また、日本国籍を取得した者についても、取得後3年以内で在留期間が通算3年以内であれば志願できることとした。 ・平成28年度入学者選抜から、在県外国人等特別募集は10校119名で実施している。 ・今後も外国籍生徒への配慮を継続するとともに、よりよい制度となるよう検討を進める。 ・入国後6年以内（平成28年2月1日現在）の者は、「平易な言葉で面接を行う。」「学力検査問題にルビを振る。」など、受検上の配慮について申請することができる。 （高校教育課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策について周知した。（子ども教育支援課）
<p>10 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に「国への要望」を行っている。なお、入管法の改正に伴い、平成24年7月から外国人登録証は「在留カード」又は「特別永住者証明書」に移行し、特別永住者証明書については常時携帯義務がない。 ・東京入国管理局と管内都県との「出入国管理行政関係意見交換会」を通じて要望した。 ・都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課）
<p>11 かつて、日本の年金制度には、国籍条項があり、外国人は年金に加入できなかったことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金制度を充実することを国に要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度的無年金者について、県は、在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を平成9年度から実施するとともに、「国への要望」で継続的に要望している。 （生活援護課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金の充実については、継続的に「国への要望」を行った。 ・脱退一時金の充実については、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>12 年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険事務局に要請する。</p>	<p>・既に当時の神奈川社会保険事務局に要請済みだが、今後とも機会をとらえて、日本年金機構（社会保険庁の廃止に伴い平成22年1月1日から所管変更）へ要請していく。（国際課）</p>
<p>13 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の審査基準を明確にするとともに、切り替え申請を迅速に処理することを神奈川県警察本部に要請する。※</p>	<p>・切替申請の際には、提出された外国免許証について、様式・形状を確認しているに過ぎず、審査基準と言えるものはない。</p> <p>・また、提出された免許証が真正かどうか判断できない場合は、確認に相応の時間を必要とするため、切替申請を現状より迅速に処理することは極めて困難である。</p> <p>（県警察本部交通部運転免許本部試験課）</p>
<p>14 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の滞在要件について、母国で免許を取得した場合には、母国での滞在期間要件を免除することを国に要請する。※</p>	<p>・日本国内において安全運転をするためには、一定の運転経験を積んでいる必要があるとの趣旨から道路交通法施行令で規定されたものであり、現時点でこれを改廃する必要はないものと認められる。（県警察本部交通部運転免許本部試験課）</p>
<p>15 印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に対して、印鑑登録制度の周知を図る。</p>	<p>・印鑑登録制度は、各市町村が条例を定めて運用することとされているため、それぞれの市町村で手続等に若干の差異があり、共通事項のみの内容とならざるを得ないことから、県としては、印鑑登録制度の概要を多言語で掲載している財団法人自治体国際化協会作成の「多言語生活情報」のホームページへのリンクを国際課のホームページに掲載している。</p> <p>・市町村に対しては、会議等の機会を通じて提言の趣旨を伝えた。（国際課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
16	<p>就職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発を進めるなど、外国人の雇用環境を整備する。</p>	<p>・ 神奈川県労働局とは、外国人労働者問題連絡調整会議等を通じて情報交換を行うとともに、共催で実施している外国人雇用管理セミナーを通じ、使用者に対する普及啓発に努めている。また、労働団体とは、外国人労働者問題学習会を通じて情報交換に努めている。（労政福祉課）</p>
17	<p>インドシナ難民支援事業を継続するとともに、インドシナ難民の相談窓口の増設や居場所・交流の場を確保するなど、インドシナ難民支援事業をさらに充実することを国に要請する。</p>	<p>・ 相談員の派遣の継続などを国へ要望した結果、国の通知（平成17年6月）で「関係行政機関は、難民が多数居住する地方公共団体に関し、地方公共団体において相談窓口が整備されることを条件として、難民相談員を派遣する地方公共団体の範囲の拡充に努める。」との回答を得た。</p> <p>・ こうした経緯等を踏まえ、国際救済センターが閉所した平成18年度以降も、県のインドシナ難民定住相談窓口を継続している。（国際課）</p>
18	<p>外国籍住民から直接意見を聴くための外国籍県民かながわ会議のような場が国及び県内市町村に広がるようにするなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める。</p>	<p>・ 会議等の機会を通じて市町村へ要請した。</p> <p>・ 現在、県内には、川崎市外国人市民代表者会議（平成8年設置）や厚木市外国籍市民懇話会（平成14年設置）、相模原市の外国人懇話会（平成15年設置）、大和市多文化共生会議（平成17年に財団法人大和市国際化協会が設置）、愛川町の多文化共生懇話会（平成20年設置）、藤沢市の外国人市民との共生を考える会議（平成23年設置）がそれぞれ設置され、県内の外国籍住民の地域社会づくりへの参加が促進されている。</p> <p>・ 県及び市町村により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会（事務局：県国際課）」の研修事業として、平成14、15年度に県などの外国籍会議の委員によるシンポジウムを開催した。（国際課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>19 教育やDV（ドメスティック・バイオレンス）などについて、外国籍県民が気軽に母語で相談ができるようにするなど、外国籍県民の立場に立った相談システムの整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターにおいて外国籍児童・生徒に関する相談業務を実施している。なお、相談の際、日本語以外の言語の場合は、同伴者に通訳をお願いするか、相談者の言語による相談を実施している機関を紹介している。（総合教育センター） ・平成18年度からの地球市民かながわプラザの指定管理事業において、日本語、中国語、スペイン語及びタガログ語による外国人教育相談を行っている。また、平成23年度からは、外国人教育相談事業にポルトガル語を加えた。 ・平成23年度からは、横浜の相談窓口を地球市民かながわプラザに移転させ、プラザの持つ豊富なリソースを活用することで相談対応の充実を図っている。 ・なお、平成27年度は、県、市町（地域国際化協会を含む）で30か所の外国籍住民相談窓口を開設している。（国際課） ・ボランティア活動推進基金21の協働事業として、民間団体との協働により、外国籍県民の相談に対応できる多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7言語）による相談票を平成17年度に作成し、市町村窓口配布、活用を図っている。平成21年に平成20年DV防止法改正にあわせて、相談票を改訂した。 ・配偶者暴力相談支援センターで実施する相談のうち、外国籍被害者のための相談を、民間団体に委託することにより、多言語（上と同じ7言語）で対応している。 ・配偶者からの暴力について相談窓口案内リーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を多言語（上と同じ7言語とベトナム語）で作成している。（人権男女共同参画課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
20	<p>情報伝達について、市町村やN GOと連携をとりながら、外国籍 県民に確実に情報が伝わる方法を 確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会（事務局：県国際課）」の中で、平成17年度からエスニック・メディア調査部会を新設し、エスニック・メディアの実態把握と市町村との連携について調査・研究を行った。平成18年10月には、外国人に対する効果的な情報提供の方法を探るため、エスニックメディアを対象とした情報連絡会を開催し、平成19年度には、3か年にわたり、調査・研究してきた成果を報告書として取りまとめ、市町村と情報共有を行った。 ・ 同研究会において、平成22年度から23年度に設置した「地方自治体における多文化共生の意識向上検討部会」の中で、外国籍県民への情報提供についてもひとつのテーマとして、外国人支援者団体・当事者団体へのフィールドワークを通して、調査研究を行った。 ・ 平成24年度からは、同研究会に「県内の多言語情報共有化検討部会」を設置し、多言語情報の効果的な共有、発信方法について検討している。 ・ 平成18年度からは地球市民かながわプラザの指定管理事業において多言語による生活支援等に関する情報を収集し、自治体やNGO等と連携しながら情報発信を行っている。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第2期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
21	インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民かながわ会議及びNGOかながわ国際協働会議の当時の現職・元委員から構成される「外国籍県民情報提供検討会議」を設置し、外国籍県民への情報提供のあり方について検討し、平成16年3月から県ホームページで多言語で生活情報の提供を開始した。 ・平成18年4月に「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を施行し、県ホームページ上での多言語による情報提供を推進している。 ・10言語で外国籍県民向け生活情報を掲載している。 ・地震対策を紹介した平成25年3月発行の「県のたより特集号」の抜粋を10言語に翻訳したものを、平成26年3月から県ホームページに掲載している。 ・箱根・大湧谷周辺の火山活動に関する情報を11言語で県ホームページに掲載している。 <p>（国際課）</p>